

○公 告

次のとおり提案書の提出を招請する。

令和3年4月2日

愛媛県知事 中 村 時 弘

1 業務概要

(1) 業務名

愛媛県 道路照明灯一括LED化事業

(2) 契約方式及び契約期間

契約方式：E S C O契約（シェアード・セービングス契約）

契約期間：契約締結日から令和14年9月30日まで

E S C Oサービス期間：

令和4年10月1日～令和14年9月30日まで（10年間）

(3) 事業内容

愛媛県 道路照明灯一括LED化事業 提案募集要項（以下「募集要項」という。）による。

(4) 事業費限度額

1, 072, 000, 000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

2 応募条件

(1) 応募者の役割

応募者は、次の役割を全て担うものとし、グループの構成員が各役割を分担する。なお、構成員は複数の役割を兼務することができる。

ア 事業役割

本県への応募、提案に係る諸手続き、契約等の諸手続き及びE S C Oサービス期間におけるサービス料の請求等を行うなど、事業遂行のとりまとめを行う。

イ 施工役割

省エネルギー改修の施工及びE S C O設備導入に伴う電力契約変更等に係る業務を実施する。

ウ 維持管理役割

E S C Oサービス期間におけるE S C O設備の維持管理を実施する。

エ 金融役割

本事業に係る資金調達を実施する。

オ その他役割

上記アからエのほか、必要な役割を担う。

(2) 応募者の資格

応募者の資格要件は、次のとおりとする。

- ア 事業役割を担う者は、知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
- イ 施工役割及び維持管理役割を担うものは、電気工事業の建設業許可を受け、県内に本店を有する3者以上で構成することとし、東予、中予、南予の各エリア毎に、当該エリア内に本店を有し、かつ県の令和3・4年度建設工事等入札参加有資格者名簿中、業種「電気工事」においてA等級業者として格付けされた者を、1者以上配置すること。

(3) 応募者の制限

応募者及び応募者の構成員となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないことを含む。）
- イ 公募開始の初日から優先交渉権者決定の日（優先交渉権者がなかった時は、本募集の終了を宣言した日）までの間に、「愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置要綱」または「愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱（昭和63年8月1日制定）」に基づいて知事が行う入札参加資格停止の期間がない者であること。
- ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- エ 次に掲げる規定による届出をしていない者（当該規定が適用されない者を除く。）でないこと。
 - (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
 - (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
 - (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条
- オ 入札に参加する者又はその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役員若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役員若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められ

る者をいう。)が次に掲げる者でないこと。

- (ア) 愛媛県暴力団排除条例(平成22年愛媛県条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)
- (イ) 暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者
- (ウ) 暴力団員等又はイに掲げる者がその事業活動を支配する者

3 手続等

(1) 担当部局

愛媛県 土木部 道路都市局 道路維持課 道路保全係

〒790-8570

愛媛県 松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 089-912-2722

(2) 募集要項の配布の期間及び場所

ア 期間

令和3年4月2日(金)から4月14日(水)まで

イ 場所

県 入札契約情報および道路維持課ホームページ

(3) 参加表明書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

令和3年4月28日(水)午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参もしくは郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により郵送すること。

(4) 提案書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

令和3年6月23日(水)午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参すること。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口

愛媛県 土木部 道路都市局 道路維持課 道路保全係

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4-2

電話 089-912-2722

(2) その他

詳細は募集要項による。